

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となったことから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

また、初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

なお、申請時に必要な提出書類の様式等は四街道市のホームページに掲載していますので、提出にあたってご利用ください。

※更新を希望されない指定給水装置工事事業者様は、様式11の「指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書」に必要事項を記入し、事業者証（原本）を添えて提出ください。

1 有効期間及び更新の受付期間

※ 更新手続きについては初回のみダイレクトメールにて通知します。次回の更新時には通知しませんのでご注意ください。

四街道市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	指定番号
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間	1～61
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間	62～157
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間	158～199
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間	200～272
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間	273～318

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1「指定給水装置工事事業者指定申請書」（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第2「誓約書」（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 様式第3「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
- 機械器具調書（写真等は任意）
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- 現在交付されている「四街道市指定給水装置工事事業者証」（原本）

3 四街道市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

「事業運営に関する確認書（新規・更新）」をホームページに掲載しています。必要事項をご記載のうえ2の「申請時に必要な提出書類及び持参するもの」と併せてご提出ください。

【確認する内容】

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業日、休業日、漏水修繕、対応工事等）
- 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（四街道市水道事業給水条例第33条による）

10,000円